

## ホネットによる、ハーバーマスへの応答 『私たちのなかの私』と『自由の権利』を中心に

高木 俊輔

### はじめに

フランクフルト学派の第三世代である A. ホネットは、1980年に「労働と道具的行為 (Arbeit und instrumentales Handeln)」という論文において、マルクスの労働概念とその後の社会的な批判理論の展開を示している。ホネットは、この論文でマルクスの哲学が、現代において実践的といえるための手がかりを見つけ出そうと試みた。本稿で注目したいのは、この論文の3章である。ホネットは、この章で J. ハーバーマスのコミュニケーション論を持ち出し、批判する。曰く、ハーバーマスは、主体間の了解を調整するコミュニケーション的行為と自然の技術的な利用を目的とする道具的行為に区別し、そのいずれにも当てはまらない労働者自身が抱く、不正義の感覚を無視してしまっている<sup>1</sup>。この主張の詳細は後述するとして、ここでは、さしあたり次の事をおさえておけばよい。すなわち、ホネットによると、ハーバーマスの構想は、労働者の規範的な要求が、労働者が労働において経験した不正義を契機としていることを無視してしまっているとのことである。

他方でハーバーマスは、このホネットによる批判を次のように批判する。

ホネットは発生論的誤謬推理 (genetischer Fehlschluß) を犯している。職場における自律性への正当化された欲求は、「生産技術によって破壊された労働行為の経験から」生じたかもしれない。しかし、この抑圧された利害が権利を獲得するのを助ける規範的規制の正当化は、実践的討議 (Diskurs) の論理に従うのであって、道具的行為と了解志向的行為の間に位置するとされる労働実践の論理に従うのではない。(Habermas, 1984, 486, Anm.14)

つまり、ハーバーマスによると、労働者の規範的な要求の正当性は、必ずしも、その契機である労働者の経験を根拠とするものではない。このハーバーマスに対する批判にホネットが応じたのは、『私たちのなかの私』(以下『私たち』と略す)に掲載されている「労働と承認」という2008年の論文である。この論文を発表する間にホネットは、『承認をめぐる闘争』(以下『闘争』と略す)や『正義の他者』を発表する。ここで、ホネットは「労働と道具的行為」の主張

---

<sup>1</sup> Vgl. Honneth, 1980, 213–225.

を、「承認の毀損 (Mißachtung)」<sup>2</sup>という語を用いて体系的に説明する。承認の毀損とは、以下のような側面を表現している。

このような否定的な概念が表しているのは、たんに主体の行為の自由を侵害したり、主体に危害を加えるという理由で不正とされる行動ではない。むしろ、ここでは、損傷をあたえる行動のうち、人格が間主観的に獲得してきた肯定的な自己理解を傷つけられてしまうような側面のことが考えられている。(KuA, 212 (177))

つまり、承認の毀損とは、単に他者を侵害する行為ではなく、このような行為の内、他者からの承認を通じて獲得した、肯定的な自己関係が毀損されるような行為を指す。ホネットは、承認の毀損を「単なる受苦から能動的な行為に移し入れてくれる、いわば精神的な中間項」(KuA, 219 (183))として扱う。諸個人は、承認の毀損を契機に社会的闘争へと踏み出すのである。したがって、承認の毀損の文脈に沿うようにハーバーマスのホネット批判を換言すると、次のように表現できる。すなわち、承認の毀損は社会的闘争の契機にはなっても、正当性の論拠になるとは必ずしも言えないと。本稿では、ホネットが、このハーバーマスの批判に対して、いかにして応答したのかを、ホネットの『私たち』と『自由の権利』のC部3章を中心に整理する。

行論は以下の通りである。第1節では、ホネットのハーバーマス批判と、それに対するハーバーマスの応答を改めて整理する。第2節では、ホネットがハーバーマスの応答に対していかなる方向性で答えようとしたのかを概観する。ここでは、ホネットがハーバーマスの植民地化論を批判することを通じて、システムの根底にある道德規範を見いだそうとすることがわかる。第2節以降では、この道德規範の具体的な内実を確認する。ここでは、ヘーゲルとデュルケームから討議的メカニズムと法的改革を通じて、連帯原理が具体化していくことがわかるだろう。最後に、本稿の問いに対する回答をまとめた後に、この回答に対する疑問点を、今後の課題として示す。

## 1. ホネットのハーバーマス批判とその応答

本稿のはじめに示したようにホネットは、「労働と道具的行為」の3章でハーバーマスのコミュニケーション論を持ち出し、批判する。前述したホネットのハーバーマス批判は、次のようなものであった。すなわち、ハーバーマスの構想は、労働者の規範的な要求が、労働者が労働において経験した不正義を契機としていることを無視してしまっていると。これは、どういうことか。ホネットのこの主張を、明確にするために順を追って説明しよう。ホネットは主張する。

---

<sup>2</sup> 〈Mißachtung〉という語は、「尊重欠如」や「不承認」、「道德的毀損」等の様々な翻訳がされてきたが、本稿では成田(2023)の翻訳に倣い、「承認の毀損」と訳す。

ハーバーマスがコミュニケーション的行為過程において想定している解放的反省プロセスは、社会構造的に歪められた相互作用関係を貫いて、その内部に潜在する了解(Verständigung)の目的を、その抑圧的な組織形態に対して主張するものである。もしこれまでの議論が妥当であるならば、このことに対応するものとして、社会的労働の領域においても、支配的に確立された労働の社会的形態を貫いて、道具的行為の内部に含まれる労働的内容を主張する、道徳的にも指向づけられた行為プロセスが存在することになるだろう。(Honneth, 1980, 223)

ホネットは、上の引用の前の段落で、「不正義の意識は、自らの労働活動の体系的な剥奪に対して、生み出される」(Honneth, 1980, 222–223)と主張する。上の引用は、この主張を加味した上で主張である。ホネットは、コミュニケーション的行為と道具的行為という、労働に拘らず見いだされる相互行為か、労働の中で見いだされる行為の二者択一<sup>3</sup>の内、自らの主張を後者に位置づける。それゆえに、引用の二文目では、ハーバーマスがコミュニケーション的行為において見出した「解放的な反省プロセス」<sup>4</sup>を、道具的行為にも見出すことができるのではないかと、ホネットは提案する。なぜなら、このような労働者の不正義の経験を契機とした規範的

---

<sup>3</sup> ハーバーマスの行為類型には、コミュニケーション的行為と道具的行為の他に、戦略的行為がある。本稿では、この戦略的行為を問題としない。なぜなら、ホネットが戦略的行為に着目していないからである。なぜ、ホネットは戦略的行為に着目していないのか。考えられるのは、ホネットがこの主張をする際に参考にしたハーバーマスの著作に原因があると思われる。例えば、ホネットが「労働と道具的行為」でハーバーマスを批判する際に、参考にしたハーバーマスの論文の一つに「〈イデオロギー〉としての技術と科学」という論文がある。この論文で、ハーバーマスは、ヴェーバーの合理化の概念を再構成し、労働と相互行為の区別を行った。前者では、道具的行為と戦略的行為が見いだされる。後者では、コミュニケーション的行為が見いだされる(vgl. Habermas, 1968, 61–63 (59–61))。ホネットは、ここで、労働と相互行為という区別——ハーバーマスの語で説明すると、成果志向的行為と了解志向的行為という区別——に着目し、その対立関係を問題にしているのである。

<sup>4</sup> このプロセスは、ホネットのマルクス解釈に基づいていると思われる。ホネットによると、マルクスは『パリ手稿』において労働者は労働を通じて、自らの能力を形成(Bildung)していくと主張した(vgl. Honneth, 1980, 191–195)。しかし、この主張は、労働者の能力の具体化と疎外された労働という二つの理論的なジレンマを克服できなかった(vgl. Honneth, 1980, 193–195)。一方で経済批判の著作では、純粋に資本主義による生産過程を通じて労働者は、組織化と規律化を学ぶことが、マルクスによって主張された(vgl. Honneth, 1980, 195–198)。しかし、ここでは労働者が労働における抑圧的な経験から抵抗の意志を見せるというフィードバック過程を想定していても、労働における形成過程そのものがどのように保証されるのか説明されていないのである(vgl. Honneth, 1980, 197–198)。ホネットは、以上のマルクス解釈に基づいて、理論を展開していく。本論のホネットの主張は、このようなマルクスの主張に基づいたものである。したがって、ここでの解放的な反省プロセスとは、マルクスが問題にしたような労働における抑圧的な経験から解放されるために、労働者自身が行う自己修養・自己形成プロセスといえる。

要求は、「コミュニケーション的了解の様式が抑圧されることからではなく、自らの労働活動が奪われることから生じる道徳的な傷つきやすさ (moralische Verletzbarkeit) に由来している」(Honneth, 1980, 223) からだ。ホネットは、続けて主張する。

そのような経験において形成される道徳的知は、他者によって決定された(fremdbestimmter)労働関係という組織的な現実の中で、なおも自らの自律性を主張する労働行為のうちに具現化される。この実践的合理性は、道具的活動様式の生産技術的な空洞化への反応として生じるものであり、それによってこそ、資本主義的産業労働において日常的になった規範への違反(Normenverletzungen)や抵抗の実践は、その内的な論理を獲得するのである。この行為の合理性は、行為意図の了解志向的な調整を目指すコミュニケーション的行為の論理とも、自然過程に対する技術的支配を目指す道具的行為の論理とも一致しない。(Honneth, 1980, 223)

先程の引用では、ホネットは自らの主張を道具的行為に見出すことができると主張した。しかし、この引用で、ホネットは、労働者が労働の経験を通じて獲得する不正義の意識は、コミュニケーション的行為はもちろんのこと、道具的行為にも含まれないと主張している。ホネットの主張は、一見すると矛盾している。しかし、そうではない。この引用でホネットは、ハーバーマスのコミュニケーション的行為と道具的行為の構想では、これまで論じてきた労働者の実践的な行為を捉えることはできないと主張しているのだ。ホネットは主張する。「ハーバーマスが与えている形での「道具的行為」という概念は、その主題的な厚みを自ら失っており、確立された労働関係の内部における道徳的緊張を把握することができないほどに希薄化されているのである」(Honneth, 1980, 225)と。ホネットによると、ハーバーマスの構想は、労働者の規範的な要求の由来となる労働者の不正義の経験を捉えそこなってしまう。

本稿のはじめに示したように、『闘争』や『正義の他者』で「労働と道具的行為」のホネットの主張は、承認の毀損という語を用いて体系的に説明されるようになる。この概念に関連して、ホネットは『正義の他者』で以下のように主張する。すなわち、「道徳に関係する経験は、言語能力を発揮ことが制限されることにおいて生まれるのではなく、社会化によって獲得されるアイデンティティの要求が侵害されることにおいて形成される」(AG, 98(105))と。労働者にとって、労働は社会的な承認を獲得する上で中心的な役割を果たすので、労働の概念を完全に隠蔽することはできない(AG, 105-106(114))。社会的な承認を獲得する場であった職場の侵害を契機に、労働者は労働における不正義に対して実践的な行動を実現させるのである。

以上の考察から、労働における社会的な悲惨さに対する規範的な要求は、労働者が労働において経験する承認の毀損から生じていると説明できる。労働者が獲得する不正義の感覚は、労働から独立的に生み出されるものではなく、労働を通じて労働者自身が獲得するものなのだ。しかし、「労働と道具的行為」におけるホネットの主張に対して、ハーバーマスは本稿のはじ

めで説明したように、労働者の規範的な要求の正当性は、必ずしも、その契機である労働者の経験を根拠とするものではないと批判した。確かに、社会的闘争は——承認の文脈に沿うように表現すると——承認の毀損を由来としているかもしれない。しかし、この承認の毀損が必ずしも、社会的闘争の正当性の論拠になりうるとは限らないのである。

## 2. 規範的再構成

ホネットは、ハーバーマスの批判をきっかけにして、以下のように「労働と道具的行為」における自らの主張を反省する。

当時私は、被雇用者の反抗的要件について、それがすべての労働行為の営みに「人間学的に」組み込まれた自律的構造と対応しているかのように示すことが可能だと思って、そのような合理的な補足を行おうとした。しかし、すべての労働者のもとの対抗実践が経験的に示されうるかどうかはまったく別としても、目的行為そのものの基礎として手工業的構造を置くことは私には次第にあまりにも不自然なものに思われたのである。……社会的に不可欠なすべての行為について、それらが手工業的行為の種類のような完遂する有機体的な形態をそれ自身に持っていることを主張したいということは、全く間違っているのである。

(Wil, 86 (92))

上の引用の一文目で、ホネットは「労働と道具的行為」の主張を短く説明している。「労働と道具的行為」においてホネットは、マルクスに依拠して、労働者が手工業的な労働を通じて、自らの能力を認識し、高めることができると考えた。この一文目の「合理的な補足」とは、労働者の規範的な要求が正しいといえるための論拠として、この労働の奪還をその目的として用いたということだろう。ホネットは、「労働と道具的行為」で労働者が、自らの労働活動が妨害されたときに生じる不満を、労働者の規範的な要求の正当性の論拠としてもちだそうとしたのだ。しかし、前述したように、ハーバーマスは、この主張を批判する。二文目で、すべての労働者の規範的な要求が、修養過程としての労働の奪還を目的としていることに、ホネットも懐疑的になったことが分かる。例えば、サービス業は、マルクスが理想像としておいていた手工業的労働と合わない。サービス業は製品を生み出すことがないからである。したがって、引用の最後で、ホネットはマルクスに依拠した「労働と道具的行為」の自らの主張が、普遍的にすべての労働に当てはまらないことを認めるのである。

「労働と道具的行為」のホネットの失敗は、マルクスに依拠するために手工業的な労働という理想像から、労働者が労働における不正義に対して、規範的な要求を掲げると主張したことである。ゆえに、ホネットの「労働と道具的行為」の主張は、マルクスの哲学が実践的といえるための手がかりを探るものであったにもかかわらず、彼の意に反して実践的なものとはかけ離れ

たものとなってしまった。それに加えて、ホネットは、ハーバーマスのホネットに対する批判も考慮する必要がある。ゆえに、ホネットは承認の毀損とは別に、社会的闘争の正当性を裏付けるような論拠を見いだそうとする。その際に、ホネットは、「労働と道具的行為」で見出されるような外在的批判ではなく、内在的批判を自らの立場として打ち立てる<sup>5</sup>。ホネットが主張する内在的批判とは、何であろうか。先取りして述べると、ホネットは、労働市場の彼岸から理想像を作り出すことなく、労働市場の内部から道徳的な規範を見出し、その規範を充分に実現できているかどうかという観点で批判を行う。これがホネットによる内在的批判である。この主張の詳細は、以下の引用から分かる。

「システム」と「生活世界」の区別はやはり、ハーバーマスにとっては、システムにおいては行為調整が目的合理的、戦略的態度の媒介を通じてのみ生じるのに対して、生活世界においては行為調整が道徳的態度という前提と結びついていることによる。したがってハーバーマスは、近代的労働組織がある種の規範に特徴づけられていることをしばしば許容しているところでも、資本主義的な経済領域そのものには何らかの道徳的インフラストラクチャーを想定していないことになる。資本主義的な労働市場の機能能力が道徳規範の一連の前提と結びついていることが示されるのであるならば、もちろんのことこの関係は全く違うものになることだろう。つまりそうなれば、「システム」と「生活世界」とのカテゴリ的な対立が消えるだけでなく、現実的な労働関係に対して、内在的批判というパースペクティブを取ることが同時にまた可能となることだろう。(Wil, 87 (93-94))

ホネットは、上の引用においてハーバーマスの植民地化論を批判しつつ、自らの社会批判における立場を示す。上の引用の一文目で、ホネットは、ハーバーマスのシステムと生活世界の区別の説明を行う。続く二文目で、ホネットはハーバーマスの植民地化論の批判を行う。ハーバーマスの植民地化論では、システムが生活世界を侵すことが問題になる。他方で、ホネットの

---

<sup>5</sup> 外在的批判と内在的批判の区別は、A. カウピネンが主張する社会批判の類型に基づいていると思われる。カウピネンは、ホネットの主著である『承認をめぐる闘争』に充てて、この類型を示すのである。カウピネンによると、外在的批判とは、「単純に私たち自身が持っている基準を使うこと」(Kauppinen, 2002, 480)である。さらに、カウピネンは主張する。「この場合、批判される社会がこれらの基準を共有しているかどうかは重要ではない」(Kauppinen, 2002, 480)と。したがって、外在的批判とは、社会を批判する際に、批判される側に共有しているかどうかに関わらず、批判する側自身の規範や基準を用いる方法である。一方で、内在的批判とは、「批判する側の関与や主張 (commitments) ではなく、批判される側の関与や主張に訴えかける種類の規範的批判」(Kauppinen, 2002, 482)である。カウピネンは、内在的批判の方が、外在的批判と比べて、正当性の基準の偏向性を回避し、批判される側に動機づけを与え社会的な変革をもたらするという利点があるため、望ましいと主張する (cf. Kauppinen, 2002, 483)。ホネットは、『承認をめぐる闘争』の後年示された「応答」において、この社会批判の類型を受け入れている (vgl. Honneth, 2003, 332-341 (271-280))。そして、『私たち』では、内在的批判と外在的批判の区別を、労働を問題とした哲学が実践的といえるか否かの試金石とするのである。

視座では、システムである資本主義的な労働市場が、その根底に道徳的な規範をもつのではないか、という疑問が浮上している<sup>6</sup>。こうして、ホネットはシステムの根底から道徳規範を見出そうとする。市場経済に対して、このような視座をもつことで、『自由の権利』で規範的再構成と呼ばれるようになる方法を取ることができるようになる。規範的再構成とは、既存の社会における多数のルーティンや仕組みの中から、どれだけ社会に貢献しているのかという観点で、必要なものを選んで列挙することである（RF, 23 (16–17)）。この規範的再構成は、社会批判の際には、実際の社会が、システムの根底にある実り豊かな道徳規範を十分に発揮できていないという仕方で可能になる（RF, 25–29 (19–24)）。したがって、この批判の視座に立てば、もはや彼岸にある道徳規範は必要ない。規範的再構成による社会批判は、社会的悲惨さの反対物としての理想像を構想することなしに、内在的な批判を可能にするのだ。こうしてもはや、ハーバーマスのシステムと生活世界という区別は不要になり、システムの根底にある道徳規範のみで、社会批判が可能になる。ホネットが主張する内在的批判とは、まさに規範的再構成のことを指し、システムの内部にある道徳規範から行われることなのである。

ホネットは、市場経済における道徳規範の考察のために、『私たち』でも『自由の権利』でもヘーゲルとデュルケームを援用している<sup>7</sup>。以下では、ホネットがヘーゲルとデュルケームを援用して示した、道徳規範の内実を示す。第2節ではヘーゲルとデュルケームの主張からわかる規範を示す。そして、第3節では、システムを社会統合のメディアとして捉えることで、システムの根底にある規範が「道徳的」といえることを示す。この時ホネットは、承認の毀損を、社会的闘争の要求を正当化する規範としてではなく、システムを社会統合のメディアとして説明するための論拠として、再びもちだす。

---

<sup>6</sup> 「ハーバーマスのこの〔社会的労働の組織化を規範が貫いているという〕定式化において同じくらい重要な意義を持っているのは、この定式化がパースペクティヴ転換とともに、近代における労働の資本主義的組織化は次のような道徳規範には基づいていないのかどうか、という問いを生じさせる点である。すなわち、了解の規範が近代的生活世界の機能作用(Funktionieren)に対して必須であるのと全く同様に、機能能力(Funktionsfähigkeit)に対して必須であるような道徳規範である」(Wil, 87 (93))。

<sup>7</sup> 規範的再構成は、ヘーゲルが考案し、デュルケームやパーソンズによって、引き継がれた方法といえる。例えばヘーゲルは『法の哲学』で、法や人倫のような即自的に理性的な内容に対して、普遍性や規定性という理性的な形式を与えることを目的とし(vgl. Hegel, 1970, 11–28 (11–41))、彼自身の論理学になぞらえて、「規定をただ単に制限や反対物として産出し、把握するのではなく、規定から積極的な内容や成果積極的な内容や成果を産出し、把握するのであり、そしてこのことによるのみ規定は展開し、内在的に発展するものとなる」(Hegel, 1970, 84 (117)) 弁証論的な推論を行うのである。他方で、デュルケームは、社会的な分業から見出しうる悲惨さの解決のために以下のように主張するのである。「分業が、こうした不幸な影響を人間の意識に与えないで発展できるためには、その反対物によって分業を緩和することではない。分業が分業それ自体であること、分業を変質させるものが外部からやっけないことが必要なのであり、またそれで十分である」(Durkheim, 1930, 364 (599))。こうした考え方は、デュルケームの社会学の考え方と一致するものといえるだろう。

### 3. ヘーゲルとデュルケームから

ホネットは、ヘーゲルが「生計を保障する報酬<sup>8</sup>」と「承認に値する労働」という二つの期待を、システムの根底にある規範として設定したと主張する (WiL, 94 (100))。つまり、労働における最低賃金と承認の保証である。一方で、ヘーゲルは資本主義の発展に伴う貧困や浮浪者 (Pöbel) の出現も予期した。こうした問題は福祉行政 (Polizei) や職業団体 (Korporation) によって妨げられる。

しかし、後の議論では資本主義が道徳的制約から乖離するとの批判が現れた<sup>9</sup>。この主張では、需要と供給の経済的メカニズムのみが支配的なので、ヘーゲルが問題にするような道徳的規範は問題にならないのである。この主張に対してホネットは、主張する。

当事者たちのあいだで、特定の財の価値、公正な交換の規則、そして期待充足の確実さを鑑みて何らかの同意が前もってないのだとするならば、市場のアクターたちは、表面上は純粋に目的合理的に考慮するというにしても、いかなるパラメータにしたがってよいのかがまったく分からないはずなのである。……市場の「社会的秩序」は、ただ単に、契約の自由の条件と経済的交換の条件を確定する、実定法的な規定と原則だけを含むのではない。むしろそこには、書かれてはおらず、明確に規定されていない一連の規範と規則が含まれている。これらの規範や規則は、ある特定の財がどのように評価されるべきか、あるいはそれらの財の交換を正しく行うには何を尊重すべきなのかを、市場に媒介されたすべての取引に先だって決めている。(WiL, 93 (100))

上の引用は、以下のように要約できる。すなわち、経済的取引の成立のためには、何かしらの規範がなければならないと。ホネットは、経済的取引は前述した最低賃金と承認という規範を前提に成り立つと主張するのだ (WiL, 93)<sup>10</sup>。これらは、職業団体における討議を通じて、決定される。では、ホネットは職業団体の中で作用する討議をいかなるものでなければならないと考えているのか。ホネットは、『自由の権利』において、職業団体内で見出される「討議的メカニズム」について説明している。これは、他者の視座に立ち、他者の利害を配慮するものである (RF, 349–351 (374–375))。したがって、『私たち』と『自由の権利』のホネットの主張を

---

<sup>8</sup> 論拠として、ホネットはヘーゲルの『法哲学』の199節の「労働と欲求充足のこのような依存性と相互性において、主観的な利己心は他のすべてのひとの欲求充足への寄与に転換する」(Hegel, 1970, 353 (100))という一文を援用する。また、ここでの見返りとは、「自分と自分の家族を文化的に一定の水準で養う権利」(WiL, 90 (96))である。

<sup>9</sup> ホネットは、この主張をしている論者の一人として、K. ボランニーを挙げている (liW, 92–93 (98–99))。

<sup>10</sup> 本稿では、『私たち』の主張に着目したが、『自由の権利』でも同様の主張を、ホネットは行っている。「〔経済学の〕公式の学説に反して、市場の参加者の利害が一度に決定的に確定するということはまったくありえない」(RF, 349 (374))。

まとめると、以下のようにいえる。すなわち、職業団体の討議的メカニズムの下で、最低賃金と承認は取引に先立って決定されていると。ところで、「これらの道德規範は、歴史的発展がそれらに抵触することがある場合にも、妥当し続ける」(WiI, 95 (101))。それゆえ、社会批判の際には「彼岸の価値の領域や普遍主義的な諸原理の領域を引き合いに出す必要はなく、……近代の労働市場の体制にすでにはめ込まれている暗示的な規範を持ち出すだけでいいのである」(WiI, 95 (102))。

しかし、職業団体内でいかに討議的メカニズムが働いていようとも、経済的な取引が暴力や恐怖の下で交わされるならば、正当な賃金や承認が得られない可能性がある。ゆえに、ホネットが次に行うべき考察は、いかにして、経済的な取引に先立って、完全な機会平等の原則が担保されるのかということである。この機会平等の原則が、労働における最低賃金と承認に並んで重要な道德規範といえる。ホネットが、機会平等の原則の達成についての考察のために援用するのが、デュルケームの『社会分業論』である。ホネットによると、デュルケームは、「非対称的な関係が社会的分業の共同的調整に影響を及ぼすことがもはやできないように、既存の契約の自由を制約する法的改革を目論んでいる」(RF, 353 (377-378))。そして、完全な機会平等の原則を果たすためにデュルケームが提案する具体的な法的改革は、労働において諸個人が自らの能力を磨くための教育制度と、業績に伴うことなく、苦勞せずに収入を得る富の違法な形成を防ぐ措置である(RF, 352 (376))。このようにデュルケームは、資本主義における経済的な不均衡を認識しつつも、この不均衡が資本主義の内部で、法的な仕方では是正できると信じていた(RF, 355-356 (389-381))。以上のように、完全な機会平等の原則は、現実の社会的悲惨さに対する理想像を必要とせず、その都度の法的改革の中で、完全な機会平等の原則を検証することが可能になる(RF, 356 (381))。

#### 4. 社会統合

討議的メカニズムと法的改革の両者は、いずれもシステムである。ここで、注意すべき点は、これらのシステムは、経済的な効率性を増大させるようなシステム統合のメディアとして説明されていないということだ。むしろ、これらは、社会統合のメディアとして説明されている。ホネットは、以下のように主張する。すなわち、「私たちが狭い意味での道德規範<sup>11</sup>によろやくたどり着くのは、資本主義的労働市場がただ経済効率増大のための手段だけでなく、社会統合のメディアでもあるということ、私たちがヘーゲルとデュルケームと共に確信する場合である」(LiW, 100 (107))と。つまり、システムとしての討議的メカニズムと法的改革が社会統

---

<sup>11</sup> ここで「狭い意味」とホネットが表現している理由は、以下の通りだ。すなわち、「市場の前経済的な前提において示されていることにしても、そのすべてが同時にまた道德的性質を持っているわけではない」(LiW, 100 (107))からである。

合に役立つと説明することで、システムの根底にある規範は、道徳的といえる<sup>12</sup>。ここで、ホネットは、承認の毀損という情緒的な反応を再度もちだし、システム統合という戦略的な態度からの説明を破棄する。曰く、労働者が遭遇する社会的悲惨さを、彼ら自身は戦略的な観点からのみで捉えることはできない (Hw, 101 (108))。社会的な悲惨さには、承認の毀損に伴う情緒的な反応が付随する。したがって、「現在の資本主義の労働市場に集まる人々の反応が適切に説明されるのは、システム統合のパースペクティブではなく、社会統合のパースペクティブがとられる場合だけなのである」 (Hw, 101 (108–109))。このように、承認の毀損は、社会的闘争の正当性の論拠としてではなく、システムを、社会統合の観点から説明するべきであることを示す論拠として生き残る。

では、社会統合はいかにして可能になるのか。以下の引用は、「社会統合」という語を直接用いていないが、「連带的協働」という語を用いて、社会統合について表現している。

ヘーゲルによって開始され、デュルケームによって進展させられた道徳的経済主義の伝統は、ある理論的なパースペクティブを保証する。この理論的なパースペクティブにおいて、かの惨状を市場システムの根底にある要求からの逸脱として、体系的に (systematisch) 記述することに成功しうるのである。そのためには、単なる個人として効用を最大化する者による、自分の利益にだけ適う行為計画という用語法以上のものが必要である。なぜなら、経済的取引においてはいつも、どの程度、連带的協働の期待が内在的に経済的取引に結びついているのかが示されうるものでなければならないからである。 (RF, 357 (381–382))

一文目と二文目は、ヘーゲルとデュルケームによって導かれた視座は、規範的再構成を可能にするものであることを示す。そして、以降の文では、この視座が規範的再構成に役立つためには、経済的な取引の成立の前提に連带的協働が必要であることを示している。この連带的協働を通じて、社会統合がなされていく。連带的協働とは、「生活上の困難を共に協働して克服するという要求」 (RF, 357 (382)) を共有する協働関係であり、この要求によって、規範的再構成による批判が可能になる<sup>13</sup>。そして、ヘーゲルとデュルケームが見出した討議的メカニズムと法的改革の中でこそ、この要求が練りあげられ、具体化される (RF, 357–360 (382–385))<sup>14</sup>。討議

---

<sup>12</sup> 「現存する労働関係を批判するための内在的規準が私たちの手中にあるのかという問いに答えることは、システム統合から分析するのか、あるいは社会統合の観点から分析するのかについての決定にすべてかかっている。すなわち私たちが第一のパースペクティブにとどまるなら、市場においては確かに前経済的な条件と規制が現れてくるがあっても、道徳的な原理が姿を現すことはないのである」 (Hw, 100 (107))。

<sup>13</sup> ホネットによると、本稿で示した要求を満たすかどうか、という仕方で市場の交換システムが測られるということは、ヘーゲルやデュルケームにとって、自明であったようである (RF, 357 (382))。

<sup>14</sup> 『承認をめぐる闘争』において、ホネットは以下のように主張する。すなわち、闘争によって要求された事柄が実現されるのは、「連帯の関係を根本的に拡大するような文化的な変容が生じるときだけだろう」 (KuA, 287 (239)) と。この価値がいかなるものなのかという詳細は、「もはや理論の問題ではなく、社会闘争の未来の

的メカニズムでは労働における最低賃金と承認が、法的改革では機会平等の原則が、上述の要求として、それぞれ練りあげられ、具体化されるのだ。したがって、闘争の正当性の根拠を示す時には、このように練りあげられ、具体化された要求をもちだすだけでよい。規範的再構成に基づけば、この要求から現実の社会がどれだけ逸脱しているかを示すことで、社会的闘争における正当性を示すことができるのだ。

## まとめ

本稿では、ハーバーマスの承認の毀損が社会的闘争の正当性の論拠になるとは、必ずしも言えないという批判に対して、ホネットがこの正当性の論拠をいかにして示したのかを整理した。この問いへの回答を示すと以下のようにいえる。すなわち、ホネットは、ハーバーマスの批判を契機に、闘争の正当性の根拠となる規範を、承認の毀損とは別に、システムの根底にある、最低賃金と承認、機会平等の原則に見出したと。承認の毀損は、こうしたシステムが社会統合のメディアであることを示す根拠として残る。システムの根底にある規範は、ヘーゲルとデュルケームを援用した討議的メカニズムと法的改革というシステムを通じて、練りあげられ、具体化される。闘争の正当性を示す際には、これらの規範に、どれだけ社会が逸脱しているのかを示すだけで十分である。また、『自由の権利』では、市場経済の根底にある規範をもとにして、労働市場のみならず、消費者の圏域についても考察する。私の見立てでは、討議メカニズムと法的改革が、そのままグローバルな圏域においても妥当するはずである<sup>15</sup>。このことから、これらの規範が普遍化可能性をもつことがわかるはずだ。

ここで、最初のハーバーマスの引用を思い出そう。ハーバーマスは、ホネットの主張に対して、実践的な討議の論理を、社会的闘争の正当性の根拠として主張した。これまでの考察から、ホネットは討議的メカニズムや法的改革という、実践的な討議を通じて、経済的な取引が成立することを示したといえる<sup>16</sup>。つまり、ホネットは、最初のハーバーマスの主張を受け入れている。しかし、ホネットは、ハーバーマスと異なり、こうした実践的な討議を、生活世界ではなく、システムにおいて見出す。実践的討議は、討議的メカニズムと法的改革というシステムの中に、既に成立しているのだ。

---

問題」(KuA, 287(239))である。つまり、ホネットは連帯を生み出す価値の詳細を、何かしらの理論に任せることなく、実践的な社会的闘争に任せている。ここでは、『承認をめぐる闘争』と同様に、討議的メカニズムと法的改革を通じて、それぞれの要求の具体的な内実は、未来に預けられていると解釈できる。

<sup>15</sup> ホネットは、市場経済で行なわれていた連帯の原理を今度は、グローバルな圏域に移すことを、『自由の権利』で試みている(RF, 469–470(495–496))。詳細は、成田(2023)の4章3節を参照のこと。

<sup>16</sup> ホネットは、『自由の権利』において、直接ハーバーマスの名前を挙げてはいないものの、明らかにハーバーマスを意識した主張を行っている。曰く、今日の社会学や経済学では、市場がコミュニケーション的自由の理念に基づいていると考えることは、非現実的で信じがたいとされているが、それにもかかわらず、市場の根底には、討議的メカニズムや法的改革によって具体化される道徳規範があると(RF, 358–360(283–385))。

ところで、ホネットが示す規範的再構成は、制度の枠組みの中での社会的な悲惨さしか批判できないという問題がある。システムの対象領域外では、システムの根底にある規範は、当然のことながら、機能するはずがないからだ。制度の枠組みの中で最初から承認されていない、あるいは排除されている集団に対しては、その問題の解決策を、規範的再構成は提供できない<sup>17</sup>。例えば、無国籍者や難民のように最初から制度の対象になりえない者や市場経済において賃金労働といえないような活動は、その枠組みの外にあるといえる。したがって、今後の課題として規範的再構成をとりながら、いかにしてこのような制度の枠組みの外にある人々や活動を包摂するのか、ということが問題になる。ホネットの規範的再構成が、このように制度の外部に困難を与える一方で、ハーバーマスの生活世界におけるコミュニケーション的实践は、これらの人々を包摂するための理論的資源を提供しうるのだろうか。この問いは、両者の対話に新たな可能性をもたらすかもしれない。

## 凡例

以下のホネットの著作の引用に際しては、略記号と頁数、および邦訳の頁数（括弧内）を本文中に記した。なお、翻訳は既訳がある場合には、参照したが、適宜変更を加えた。引用内の〔〕は、筆者による補足である。

KuA: *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp, 1992. (ホネット, A. (2014). 「承認の根拠——批判的な反問にたいする応答」, 『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』山本啓・直江清隆訳. 法政大学出版局.)

AG: *Das Andere der Gerechtigkeit: Aufsätze zur praktischen Philosophie*, Suhrkamp, 2000. (ホネット, A. (2005). 『正義の他者——実践哲学論集』加藤泰史・日暮雅夫ほか訳. 法政大学出版局.)

IiW: *Das Ich im Wir*. Suhrkamp, 2010. (ホネット, A. (2017). 『私たちのなかの私——承認論研究』日暮雅夫・三崎和志・出口剛司ほか訳. 法政大学出版局.)

RF: *Das Recht der Freiheit: Grundriß einer demokratischen Sittlichkeit*, Suhrkamp, 2011. (ホネット, A. (2023). 『自由の権利——民主的人倫の要綱』水上英徳・大河内泰樹・宮本真也・日暮雅夫訳. 法政大学出版局.)

## 参考文献

---

<sup>17</sup> Souza (2015) は、以下のように主張する。すなわち、『自由の権利』の規範的再構成ではこのような問題の解決が不可能であり、この解決については、ホネットが見落としている不承認 (disrecognition) の方が適任であると。本稿のはじめにのべたように、承認の毀損は他者の承認から得た肯定的な自己関係が傷つけられることであった。ここでは、他者から承認されていることが前提になっており、最初から他者による承認を想定されていないように見える。ここでの不承認は、こうした承認されていない問題に対して切り込むものである。なお、承認の毀損と承認されていないことについてのホネットの分析は、宮本 (2021) が詳しい。

- Durkheim, É. (1930). *De la division du travail social*. Quadrige, P. U. F. (デュルケーム, E. (2017). 『社会分業論』 田原音和訳. 筑摩書房.)
- Habermas, J. (1968). Technik und Wissenschaft als ›Ideologie‹. In *Technik und Wissenschaft als ›Ideologie‹* (S. 48–103). Suhrkamp. (ハーバーマス, J. (1970). 「〈イデオロギー〉としての技術と科学」長谷川宏訳. 『イデオロギーとしての技術と科学』 (pp. 45–103), 紀伊国屋書店.)
- Habermas, J. (1984). Replik auf Einwände. In *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns* (S. 475–570). Suhrkamp.
- Hegel, G. W. F. (1970). *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Suhrkamp. (ヘーゲル, G. W. F. (2021). 『法の哲学 (下)』 上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳. 岩波書店.)
- Honneth A. (1980). Arbeit und instrumentales Handeln. In Honneth A. und Jaeggi U. (Hg.), *Arbeit, und Handlung, Normativität* (S. 185–233). Suhrkamp.
- Honneth A. (2003). Nachwort: Der Grund der Anerkennung Eine Erwiderung auf kritische Rückfragen. In *Kampf um Anerkennung* (S. 303–341). Suhrkamp. (ホネット, A. (2014). 「承認の根拠——批判的な反問にたいする応答」『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』 山本啓・直江清隆訳. 法政大学出版局.)
- Kauppinen, A. (2002). Reason, Recognition, and Internal Critique. *Inquiry*, 45(4), 479–498.
- Souza, L. G. C. (2015). Disrecognition, moral progress and “second order disorders”: On Axel Honneth’s new theory of recognition. *Civitas - Revista de Ciências Sociais*, 15(4), 631–647.
- 成田大起. (2023). 『「批判」の政治理論——ハーバーマスとホネットにおける批判の方法論』, 勁草書房.
- 宮本真也. (2021). 「「見える」／「見えない」の社会理論——まなざし的前提としての社会的承認をめぐる」高馬京子・松本健太郎編『〈みる／みられる〉のメディア論——理論・技術・表象・社会から考える視覚関係』 (pp. 15–25), ナカニシヤ出版.